



敦賀市議会

令和7年度議会報告会

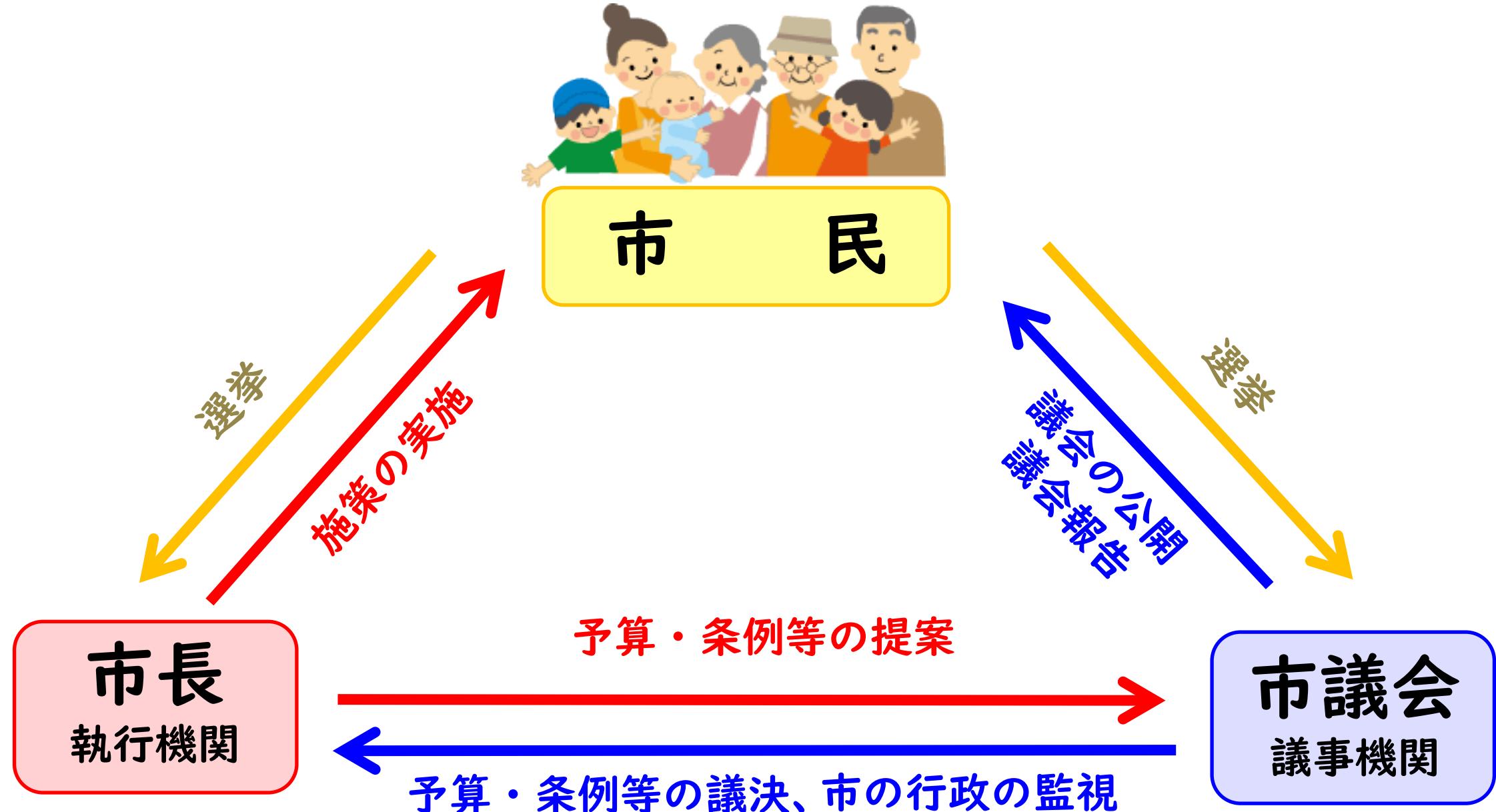
# 本日の内容

## ◆ 第1部：議会からのご報告

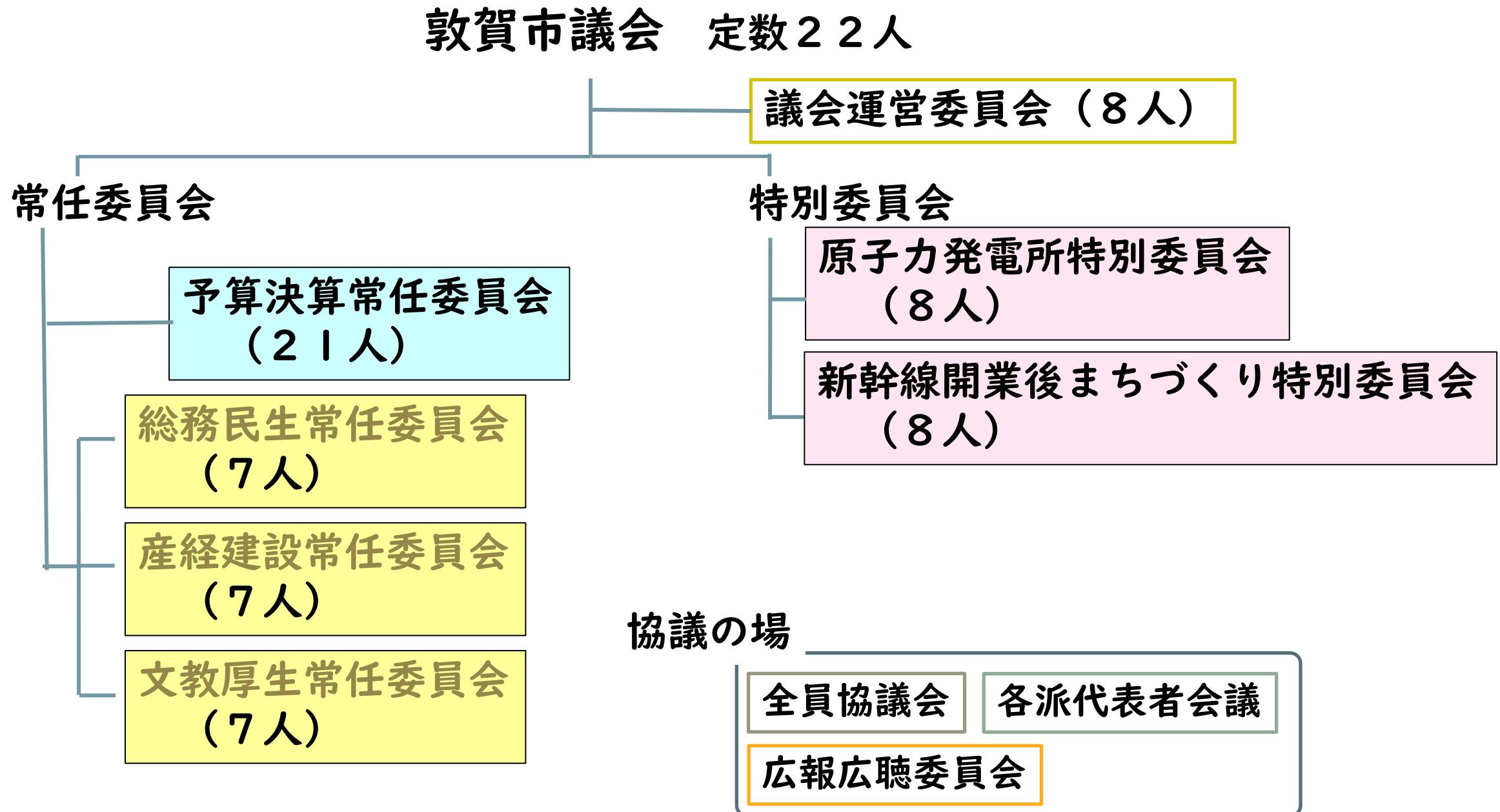
- ・ 市議会の役割、しくみ
- ・ 各常任委員会からのご報告
- ・ 議会運営委員会からのご報告

## ◆ 第2部：意見交換

# 市議会の役割



# 市議会の構成



# 委員会からの報告

# 総務民生常任委員会



## 主な所管事項

- ・総務部関係
- ・企画政策部関係
- ・市民生活部関係
- ・会計課関係
- ・監査委員事務局関係
- ・議会事務局関係

# 「新清掃センターの建設」について

総務民生常任委員会

## I 新清掃センター建設の現状

- (1) 建設計画について
- (2) 建設費の高騰について
- (3) 敦賀市議会としての対応



## 2 清掃センター火災について

敦賀市では現在、新清掃センターの建設が進んでいます。  
こちらのみだしに沿って進めます。

# 「新清掃センターの建設」について

総務民生常任委員会

## I 新清掃センター建設の現状

### (I) 建設計画について

- ・令和9年度の供用開始に向けて  
現在建設中

- ・場所は現在の清掃センターの  
すぐ下



この赤線の枠内の敷地に、新清掃センターが建設中です。  
令和9年度供用開始に向けて建設が進んでいます。

## I 新清掃センター建設の現状

### (I) 建設計画について

#### 主要な更新ポイント

- ・排熱を活かした発電機能の追加(1810kw/日)
- ・受け入れ時間の増加(2313時間→2544時間)
- ・持ち込みごみへの対応能力の強化  次ページへ

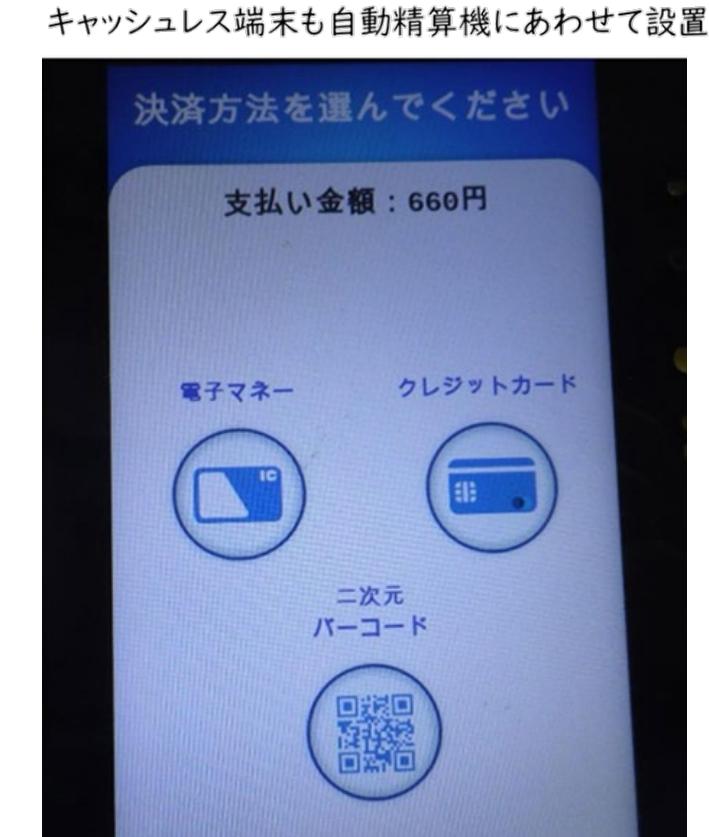
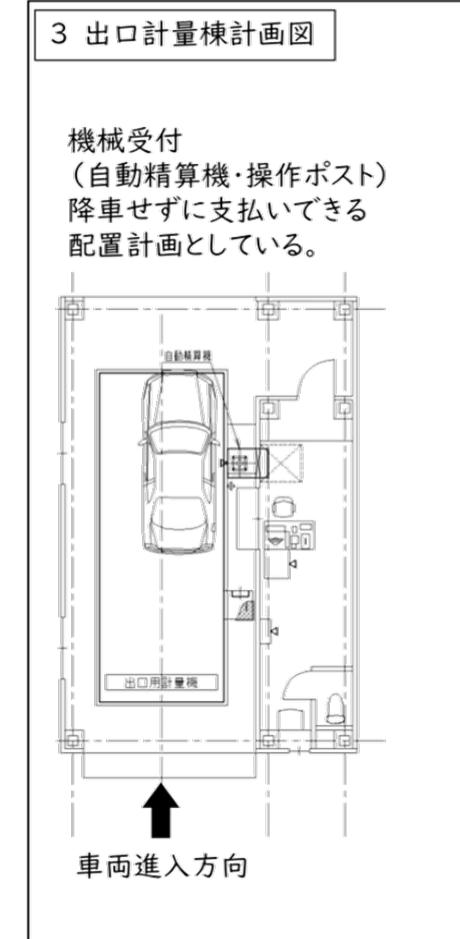
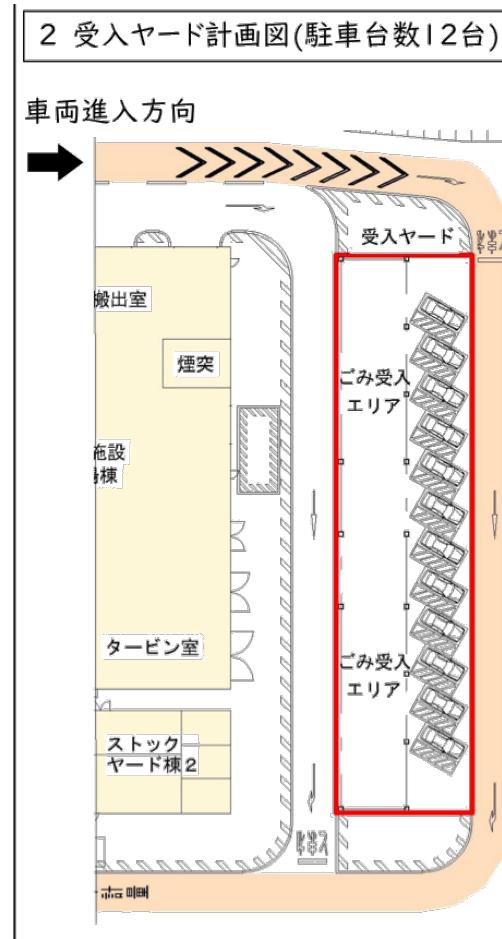
排熱による発電機能の追加を予定しています。

対応能力を強化し、受け入れ時間を増やせるよう、調整しています。

# 「新清掃センターの建設」について

総務民生常任委員会

## (I) 建設計画について(持ち込みごみへの対応能力の強化 編)



クレジットカード、電子マネー、バーコード決済が幅広く利用できる機器を導入予定

受け入れ窓口と支払い窓口を分け、受入ヤードも増やす計画です。  
キャッシュレス決済などにも対応可能な自動精算機を導入予定です。<sup>12</sup>

## (2) 建設費の高騰について

- ・地中障害物（硬い岩など）の影響で工事が遅延
- ・遅れが大きくならないよう、先進的な工法を採用
- ・インフレの影響



費用の高騰

一つ目の問題は、地中の岩が想定以上に硬かったということです。先進的な工法を用いることになり追加の予算が必要になりました。

# 「新清掃センターの建設」について

総務民生常任委員会

## (2) 建設費の高騰について

①建設費（設計含む）

単位：千円

項目	金額〔税込〕	増額	増額理由
当初契約額	13,191,805	—	—
1回目の変更 (R7.3議会予算計上)	14,023,367	831,562	インフレスライド条項適用
2回目の変更 (R7.9議会予算計 上)	14,569,316	545,949	インフレスライド条項適用：468,619 地中障害物対応による追加費用：77,330

2つめの問題がインフレへの対応です。  
物価高の影響により、追加の予算が必要になってきます。

# 「新清掃センターの建設」について

総務民生常任委員会

## (2) 建設費の高騰について インフレスライド条項とは…

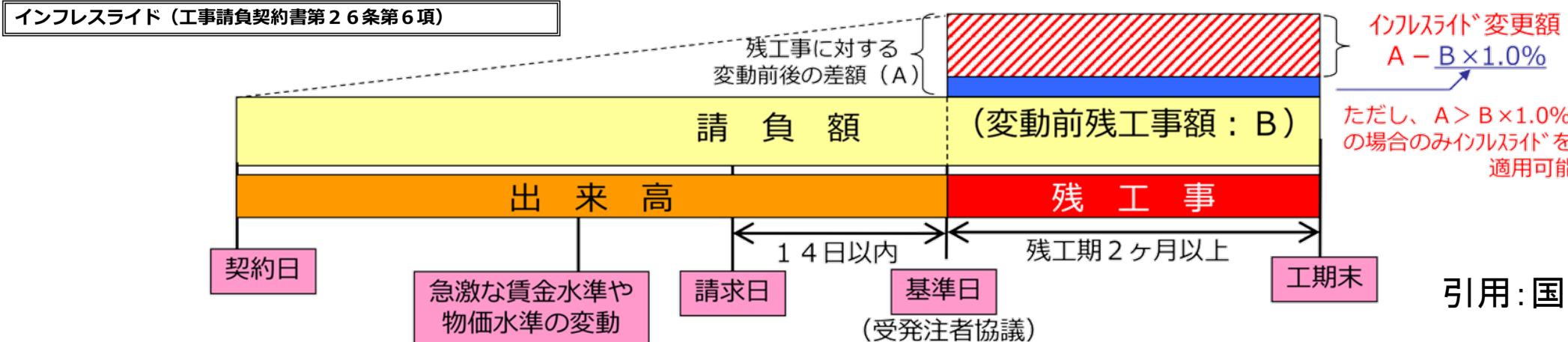
急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更



工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書 第26条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。



引用:国土交通省HPより

標準的な工事請負契約書にあるインフレスライドという仕組みで、残工事に対して増加額を支払う必要があります。

## (3) 敦賀市議会の対応

### 特別委員会について

- ・令和6年3月まで廃棄物対策特別委員会が新清掃センターについて調査
- ・特別委員会解散後は当委員会が引き続き進捗を確認

金山の一般廃棄物最終処分場も含め、廃棄物対策特別委員会が令和6年3月まで調査を担当していましたが、廃止後は当委員会の担当です。

## (3) 敦賀市議会の対応

- ・人件費や物価の高騰に伴って導入されるインフレスライド
- ・最終処分場と共に美浜町と共同で運営、費用を分担している



議会として審査し、承認

人件費や物価の高騰に伴って導入されるインフレスライドや、美浜町と共同で廃棄物処理にあたっている上での分担金の適正な支出について確認、審査ののち、承認をしています。

## 2 清掃センター火災について

- ・ 令和7年6月2日 出火  
人的被害なし、物的損傷あり
- ・ 635万8千円を令和7年度9月補正予算で支出
- ・ リチウムイオンバッテリーからの発火が疑われる。

👉 回収場所として市役所、プラザ萬象、各公民館

リチウムイオンバッテリー廃棄する際には、回収にご協力をお願いします

# 産経建設常任委員会



## 主な所管事項

- ・水道部関係
- ・建設部関係
- ・まちづくり観光部関係
- ・産業経済部関係

# 「金ヶ崎周辺魅力づくり事業」について

産経建設常任委員会

## I 敦賀市における観光の現状（課題）

（1）市は、平成24年には「金ヶ崎周辺整備構想」を、平成30年には「金ヶ崎周辺施設整備基本計画」を策定してきている。

（2）北陸新幹線の開業効果を最大限に發揮できるよう、来訪者にとって魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。



金ヶ崎周辺整備基本構想より

北陸新幹線開業効果を最大限に發揮するためのまちづくりが必要。

# 「金ヶ崎周辺魅力づくり事業」について

産経建設常任委員会

## 1 金ヶ崎緑地エリア

前田建設工業ならびに三重県多気町で「VISION」などを運営するアクアイグニスによるオーベルジュ等の開発を予定

## 2 旧JR貨物コンテナエリア

敦賀市が、同エリア～敦賀駅までの土地を購入し、「(仮称)敦賀みなど公園」を整備予定

## 3 旧敦賀港線跡地

利用用途を現在検討中

※オーベルジュとは  
宿泊施設を備えたレストラン。



現在、それぞれのエリアにおいて、並行して計画が進められている。<sup>21</sup>

## 2 市の方針

- (1) 金ヶ崎周辺魅力づくり協議会を開催し、「金ヶ崎周辺魅力向上デザイン計画」を策定(令和5年11月)
- (2) 民間事業者に向け、「敦賀市地域振興プロジェクト支援制度」を整備中
- (3) 旧敦賀港線跡地を購入(令和7年3月定例会)



(議会としての課題認識) 費用対効果という点が課題であると認識

### 3 敦賀市議会の対応

## 議員説明会の開催

# （説明概要）

令和5年11月22日に議員説明会が開催された。右のパース図が示され、民間事業者整備エリアのイメージの説明があった。



©OMA 無断複製転載を禁止します。

民間事業者整備エリアのイメージを把握することができた。

## 3 敦賀市議会の対応

### 所管事務調査の実施

#### (調査事項)

令和7年6月17日に新幹線開業後まちづくり特別委員会で旧敦賀港線の現地視察が実施された。線路の現状や周辺状況、および旧敦賀港駅舎を視察した。



旧敦賀港線廃線敷の現状を把握することができた。

## 3 敦賀市議会の対応

令和7年3月定例会 委員会審査

第39号議案 金ヶ崎周辺魅力づくり事業用地取得の件

主な議論として「金ヶ崎の開発はもともと福井県が進めてきたものだと思うが、約4億7,000万円の土地の取得予定価格は全額、敦賀市が負担するという理解でよいか」との問い合わせに対し、「当該用地は、その後の名義も敦賀市となるので、敦賀市で取得したい」との回答があった。

討論では、「金ヶ崎エリアの開発は県が音頭を取って進めてきている中で、線路敷を全額市の負担で取得することは納得いかない」と反対意見があったが、「当該用地の取得については予算も含めて可決しているという流れの中で、土地を取得しなければ、開発が一向に進まない。今後、効果的な開発を進めるための礎となる取得であることから賛成する」と賛成意見があり結果、賛成多数で可決となった。

委員会での質疑を通じ、旧敦賀港線の動向が明らかになった。

## 3 敦賀市議会の対応

令和7年3月定例会 代表質問

### 主な議論

- ・民間事業者の整備エリアについては、事業者が慎重に判断を重ねているところであり市としても慎重に判断していきたい。また現在最大10億円の補助を可能とする制度を整備中であるが、補助額が増額されることはない。
- ・金ヶ崎周辺魅力づくり事業費6億7000万円については、臨港道路から山側のムゼウム、赤レンガを含む公園、駐車場等の実施設計費、同エリアの工事費としてエリア全体の土工事、排水構造物工事、給排水電気配管工事等。そして旧敦賀港線廃線敷のうち、1.7キロの区間の基本計画の策定費が計上されている。

代表質問での議論を通じ、整備計画に対する考えが明らかになった。

## 3 敦賀市議会の対応

令和7年6月定例会 一般質問

### 【(仮称)敦賀みなと公園整備について】

- ・金ヶ崎エリアで体現しようとしている時代や歴史については、一つの時代に焦点を絞ったものでは無く、鉄道と港といった大きなテーマで敦賀の歴史や文化を感じられるように計画を進めている。また金ヶ崎城跡との回遊性向上についても検討する。

令和7年9月定例会 一般質問

### 【旧敦賀港線跡地の利用について】

- ・公募型プロポーザルを経て、利活用計画策定業務の支援業者を選定した。今後市民の意向を把握するための説明会、ワークショップの開催等に向けて準備している。

一般質問での議論を通じ、公園整備等の方針や進め方が明らかになった。

## 4 採決などにより決定した事項

令和7年3月定例会において、関連する以下2議案を可決

- (1) 第39号議案 「金ヶ崎周辺魅力づくり事業用地取得の件」について、賛成多数で「可決」
- (2) 第40号議案 「都市公園を設置すべき区域の決定の件」について、賛成多数で「可決」 ※（仮称）敦賀みなと公園の設置区域を定めた

## 5 今後の課題

- (1) 民間開発エリアの動向
- (2) 市で整備する（仮称）敦賀みなと公園の設計や工事規模
- (3) 旧敦賀港線跡地の活用方法

今後は、上記の課題について確認していく。

# 文教厚生常任委員会



## 主な所管事項

- ・福祉保健部関係  
(児童福祉、高齢者福祉等の民生費)
- ・文化交流部関係  
(文化振興、スポーツ振興等)
- ・市立敦賀病院関係  
(敦賀病院、医療従事者奨学金等)
- ・教育委員会関係  
(小中学校にかかる教育費)

# 「市立敦賀病院」の経営について

文教厚生常任委員会

## I 病院の会計のしくみ

敦賀市(公立病院の設置自治体)

### 病院事業会計

#### ◎独立採算が原則

⇒主に診療収入で経営

#### ○一般会計等が負担すべき経費

- ①救急医療や小児医療など  
不採算部門の医療の提供
- ②地域の民間病院では限界のある  
高度な先進医療の提供

### 一般会計

#### ◎市民サービス提供のための 基本的な行政運営の経費

- ごみ収集
- 福祉・教育
- 公園や道路の整備
- 施設の維持管理 等

繰出金

病院会計は独立が原則であるが、不足分の一般会計からの補填も可能

## 2 市立敦賀病院の現状

(1) 平成21年度～ 中期経営計画に基づいた経営の推進

⇒ 13年連続黒字経営(平成22年度～令和4年度)

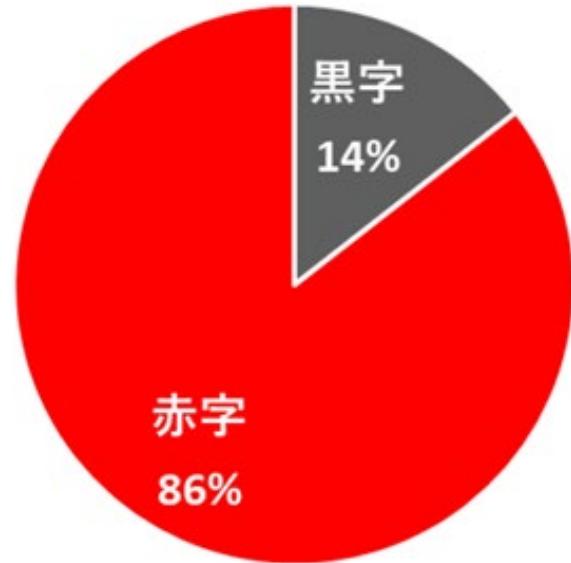
(2) 令和5年度に赤字、令和6年度は約10億円の赤字

(3) 現在「第3次中期経営計画(令和6～10年度)」期間中  
令和10年度に黒字化を目指す計画

計画の『令和10年度には黒字化』が達成できない可能性が高まっている。<sup>31</sup>

## 3 全国の公立病院の現状

経常損失を生じた会員病院の割合は約9割



(公社)全国自治体病院協議会  
会員病院の令和6年度決算状況調査の結果

- 令和6年度公立病院事業全体の経常収支は過去最大の3952億円の赤字(総務省調べ)
- 主な原因として、
  - ・国の新型コロナ対策支援の減少
  - ・薬品費の高騰
  - ・職員給与費の増加
- 敦賀病院でも、コロナ禍以降、入院患者の減少が継続している。

全国の自治体病院の赤字理由や傾向が敦賀病院にも当てはまっている。

## 4 改善に向けた市の対応方針

### (1) 収入の増加

- ・患者の獲得
- ・補助金の活用

### (2) 支出の減少

- ・経費の削減
- ・病棟運営の効率化



医師や看護師等の確保、医療器械の購入及び施設の修繕など、病院経営に必要なことは変わらず実施していく方針

議会では、この方針で黒字化を達成できるかが課題であると認識

## 5 敦賀市議会の対応

### 所管事務調査の実施（令和6年11月6日）

#### 【調査事項】

市立敦賀病院の中期経営計画の進捗状況について

#### 【主な質疑】

（問）入院患者をどのように増やすのか。

（答）医療機関などを訪問し、患者を紹介いただくようお願いする。

（問）診療収入を増やす取組みはあるのか。

（答）がん患者は嶺北への流出が多い。がん診療体制の充実が診療報酬の増加につながると考えている。

敦賀病院の収入増に向けた取組みについて、市の方針を把握した。

## 5 敦賀市議会の対応

令和7年度9月定例会 委員会審査

### 【主な質疑】

(問) 計画以上に赤字が膨らんだのは、人件費と物件費の高騰が主な原因と考えてよいか。

(答) そのとおりである。

(問) 中期経営計画に沿って黒字化に向かっていくという大前提が変わっている。計画を見直した上で議会への説明が必要ではないか。

(答) 目標どおりの黒字化は極めて厳しい。収入、支出ともに見直す必要があると考えている。

委員会質疑を通じ、今の経営計画を見直す必要性が明らかになった。<sup>35</sup>

## 5 敦賀市議会の対応

令和7年度9月定例会 一般質問

### 【主な議論】

(問) 医師・看護師の不足の状況とその対策について伺う。

(答) 医師は関係大学や県への派遣要望を、看護師は体制見直しや大学・高等学校・養成学校を訪問するなどし、人材確保に努めている。

(問) 嶺南地域で急性期医療を完結できる体制づくりについて伺う。

(答) 県の補助金を活用し、医療機器の整備を行っている。

(問) 敦賀病院の未収金の状況と対策について伺う。

(答) 令和4年度～6年度の未収金は減少傾向にある。

一般質問を通じ、敦賀病院の現状が明らかになった。

## 6 議決事項

- (1) 第14号議案「令和7年度市立敦賀病院事業会計予算」について、  
**全会一致で「可決」** (令和7年3月定例会)
- (2) 第43号議案「令和6年度市立敦賀病院事業会計積立金の目的外使用の件」について、  
**全会一致で「可決」** (令和7年3月定例会)
- (3) 第79号議案「令和7年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第1号）」について、  
**全会一致で「可決」** (令和7年9月定例会)

## 7 今後の課題

- ・現状を反映した中期経営計画を速やかに策定し直す必要がある。
- ・以降損失が出た場合、もう取り崩す資金がないため、十分注意して病院経営を行っていく必要がある。

敦賀市にとって必要不可欠な敦賀病院について、安定して持続可能な経営がなされるか注視していく。

# 議会運営委員会



## 【議会運営委員会とは】

議会の円滑な運営を図るために設置され、会期や本会議の議事などについて協議する委員会です。

## 【主な役割は】

①会議日程や案件の決定  
②議会運営全般に関する意見調整  
役割と機能・議事の運営・条例・規則の審査・会議規則や委員会条例など、議会運営に関わる条例の審査も行います。

## □ハラスメントとは（定義）

特に職場でよく見られるハラスメント

### 【3大ハラスメント】

- ①パワーハラスメント（パワハラ）
- ②セクシュアルハラスメント（セクハラ）
- ③マタニティハラスメント（マタハラ）

他には

- ・モラルハラスメント（モラハラ）
- ・カスタマーハラスメント（カスハラ）…

### （1）ハラスメント関連の法律

- ①労働施策総合推進法第30条の2
- ②男女雇用機会均等法第11条
- ③男女雇用機会均等法第11条の2 /育児介護休業法第25条に相当

### （2）加害者は

- ・刑事上、民事上の責任/公務員はさらに道徳的責任を問われる場合がある

### （3）組織は

- ・ハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判を貶めることもある

各地方議会において、ハラスメント防止条例制定の機運が高まる

## I 条例制定の経緯

令和6年(2024年)9月議会にB議案第5号「敦賀市議会ハラスメント防止条例制定の件」が、議員有志により提出

採決結果:原案否決(賛成少数)

・しかし、ハラスメント防止に向けた取り組みは、今後議会として必要(議会の共通認識)。

・議会運営委員会で、検討していくことが代表者会議で決定し、本格的な検討をスタート。

### 【賛成意見】

・議会として市民に向け、『ハラスメントは絶対に許さない』とのハラスメント撲滅を、目指し条例を早急に制定すべき

### 【反対意見】

・議員各自のハラスメントに対する認識の違いがある中で条例制定をすべきではない

・ハラスメント事例の研究を行い、認識の統一をはかってから、制定をするべき

## 2 敦賀市議会の対応

### 1) 協議の進め方

- ・議員各自のハラスメントの定義・認識の違いがある中であるが、ハラスメントの研修等を通じて、認識の統一を図り、議論を進めながら条例の中身を決めていくべきである。

### 2) 議論した点

- ・ハラスメントの定義、適用範囲、議長・議員の責務のあり方、発生した時の相談の受け方、相談窓口の設置、事実関係の把握・対応措置の進め方など

多くの議論を通じ、敦賀市議会ハラスメント防止条例案が完成

## 3 条例案について

**目的** 敦賀市議会におけるハラスメントを防止及び排除するための措置を定めることにより、議員及び職員が尊重された職務環境を確立することで市政の効率的運営に寄与し、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資すること

**定義** ①パワー・ハラスメント ②セクシュアル・ハラスメント ③妊娠、出産又は育児に関するハラスメント ④介護に関するハラスメント ⑤アウティング（性的指向、性自認等の公表を望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為） ⑥その他のハラスメント（その他、他の者に苦痛を与え、その者的人格、若しくは尊厳を侵害する行為、又は職務環境を害する行為）

**適用範囲** 適用範囲は以下のとおり、条例施行日（令和7年6月23日）以降に生じたハラスメントについて適用となり、議員間 議員から職員間とする

## 3 条例案について

**議長・議員の責務** 議長責務：議会において生じたハラスメントに関する問題のすべてに対し、迅速かつ適切に対応。議員責務：ハラスメントの防止に努めること、自らの行為の場合の説明責任、他の議員のハラスメントの通報義務

**相談** 議長もしくは、ハラスメント相談窓口（議会事務局内に設置）において、当事者もしくは第三者からの相談を受け付ける

### **事実関係の把握・対応措置**

- ・事実関係の把握等を行うため、原則として、ハラスメント対策委員会を設置。（設置しない場合においても、議長の責務において、議会内で注意喚起を図る等、受けた通報又は相談のすべてに対応）
- ・議長は、ハラスメントを行った議員に対して、指導、注意、氏名の公表等の必要な措置を講じる。

## 4 採決結果

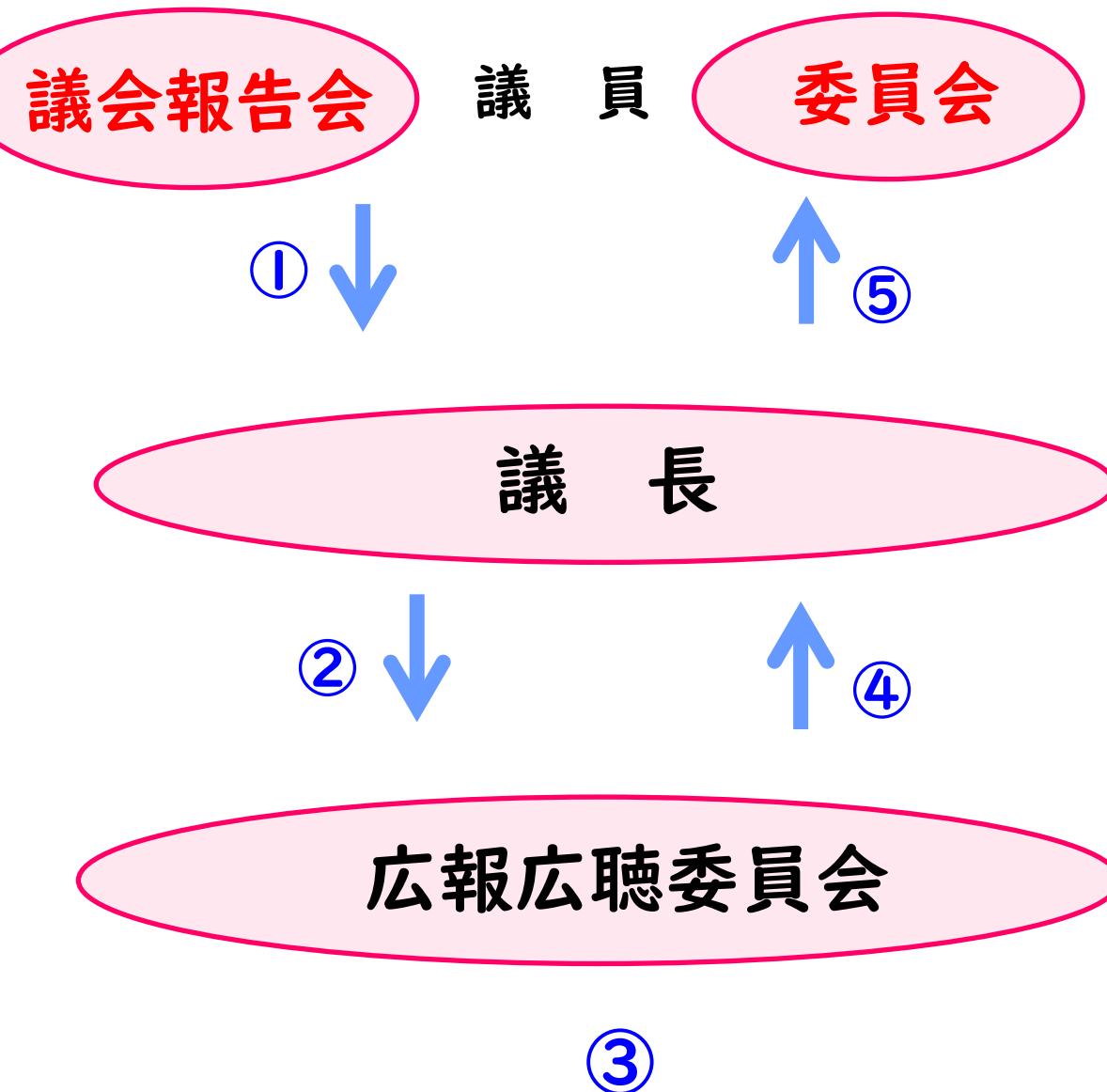
B議案第5号 敦賀市議会ハラスメント防止条例制定の件  
について、全会一致で「可決」 (令和7年6月議会)

## 5 今後

定期的な研修の実施や相談窓口の周知を通じて、条例の実効性を高めてまいります。

# いただいたご意見の対応の流れ

# 議会報告会ご意見への対応の流れ



- 寄せられた意見の報告書を議長に提出する。
- 議長は意見の取り扱い方法について、広報広聴委員会に意見を求める。
- 依頼を受けた広報広聴委員会は協議を行い、対応方法を検討する。
- 広報広聴委員会は検討結果を議長に報告する。
- 議長は報告を踏まえ、各委員会に意見の取り扱いについて通知する。

寄せられた意見は市議会HPに掲載

# 意見交換会

本日はありがとうございました